

こども文教委員会 令和3年5月13日
こども家庭部 資料1番
所管 子育て支援課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯)の支給について

1 対象者

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- (2) 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている者

2 支給手続

- (1) 申請不要。5月14日に児童扶養手当受給口座に振込。
- (2)、(3) 申請必要。申請書類審査後、指定口座に速やかに振込。

3 支給金額

児童1人当たり一律5万円

4 対象者あて案内チラシ

別紙1のとおり

5 その他

ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯に対しては、国において別途、支給を実施する方策を検討中。

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■①に該当する方は申請不要 ②③に該当する方は申請が必要です



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。